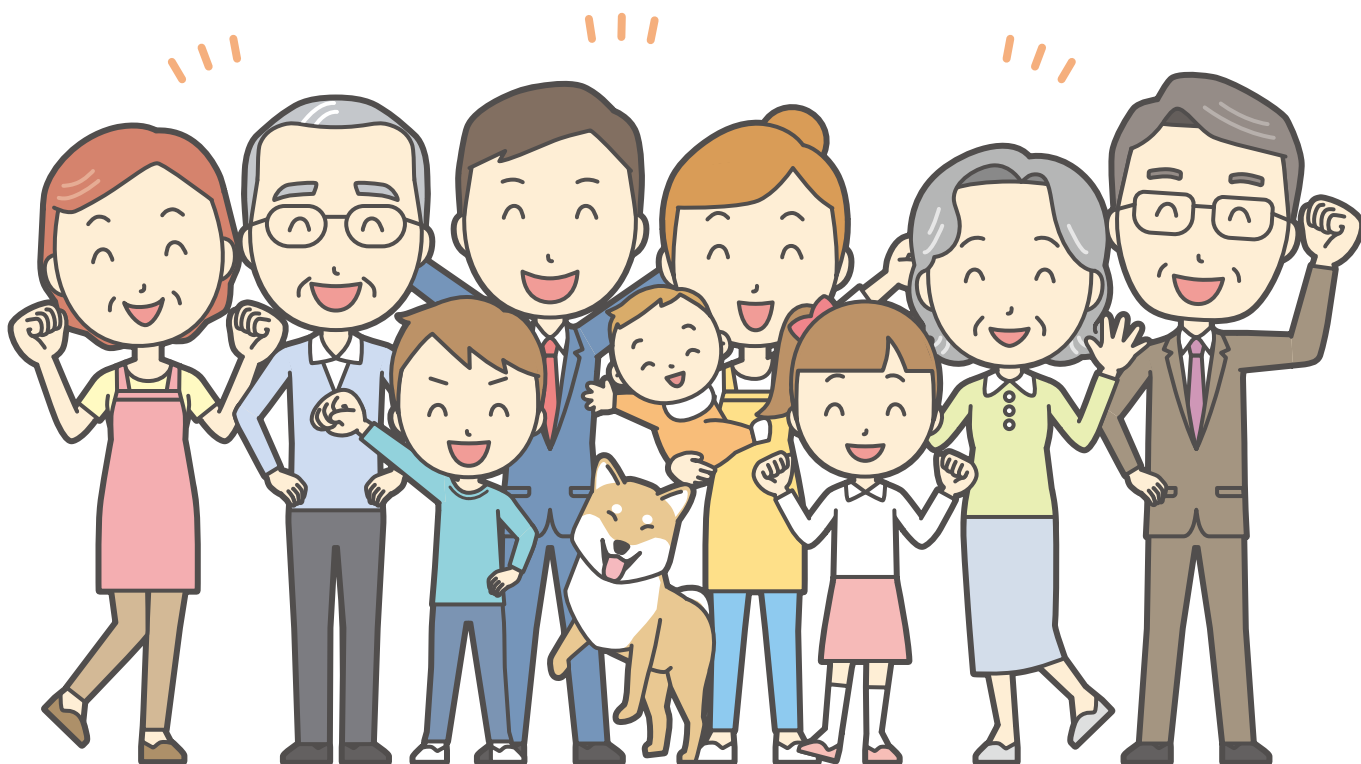


地域のチカラで家庭を支える!

実践事例から学ぶ

家庭教育連携・協働 ハンドブック



青森県教育委員会

はじめに

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。かつては、家庭とそれを取り巻く地域社会など多くの大人の手によって子育てが行われていました。しかしながら、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化しています。親自身の地域からの孤立、ひとり親家庭や貧困家庭の増加、さらには家庭教育に関する多くの情報の氾濫による取捨選択の困難さなど、親自身が子育てについて学ぶ環境も変化し、家庭教育を行うことが困難な社会になっているという指摘があります。

このような中、地域が子育てに悩みを抱える保護者を支え、「親の育ち」を応援すること、言い換えますと、家庭と地域のつながりをつくる取組が求められています。県教育委員会では、「子どもたちの成長を支える『地域のチカラ結集』推進事業」の一環として、学校と家庭教育支援団体、福祉機関等が連携・協働し、地域のチカラを結集して支援が必要な家庭を支える、市町村レベルの支援の仕組や体制づくりを進めるため、県内6市町村に実行委員会を設置し、平成30年度から2年間にわたり実践を重ねていただきました。

本ハンドブックには、6実行委員会における学校と家庭教育支援団体等との連携・協働の具体的な実践事例のほか、県外の先進的な取組も掲載しています。本ハンドブックが市町村において広く活用され、家庭と学校・地域とのつながりがより強固になり、本県の未来を担う人財である子どもたちの健やかな成長へつながることを期待します。

結びに、6実行委員会関係者の皆様並びに本ハンドブックの作成に御尽力をいただいた家庭教育連携・協働ハンドブック作成委員会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

青森県教育庁生涯学習課

課長 葛西 浩一

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、本書では、文部科学省等による文書を引用・参考とした箇所を除き、「人材」を「人財」と表しています。

目次

はじめに

1	家庭教育支援をめぐる動向	
	(1) 国の動向	・・・ 1
	(2) 本県における家庭教育支援の取組	・・・ 3
2	学校と家庭教育支援団体等が連携・協働を始めるために	
	(1) 「家庭教育支援チーム」とは？	・・・ 7
	(2) 「家庭教育支援チーム」の類型	・・・ 9
	(3) 「家庭教育支援チーム」の作り方	・・・ 10
	(4) 学校と「家庭教育支援チーム」の連携・協働	
	一城北家庭教育支援チーム（八戸市）の実例から一	・・・ 14
3	県内の家庭教育支援団体の具体的な取組	
	一子どもたちの成長を支える「地域のチカラ結集」推進事業	
	モデル地域における取組の実践から一	・・・ 16
	(1) 青森市実行委員会	・・・ 17
	(2) 今別町実行委員会	・・・ 19
	(3) 鱒ヶ沢町実行委員会	・・・ 21
	(4) 野辺地町実行委員会	・・・ 23
	(5) 佐井村実行委員会	・・・ 25
	(6) 八戸市実行委員会	・・・ 27
4	県外の取組事例	
	一「地域のチカラで家庭を支える新たな連携・協働」	
	スタートアップ研修会の記録から一	・・・ 29
	(1) 泉大津市家庭教育支援チーム（大阪府）	・・・ 30
	(2) 男鹿市家庭教育支援チーム（秋田県）	・・・ 34

1 家庭教育支援をめぐる動向



(1) 国の動向

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、子どもたちの学力低下や学習意欲、体力の低下をはじめとして、規範意識の希薄化、対人関係能力の低下、生活習慣の乱れなど、さまざまな問題が指摘されるようになりました。

このような状況から、平成18年、教育基本法が改正されました。改正された教育基本法では、それまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定されています。

教育基本法の中で、家庭教育支援に関わるものとしては、第2章「教育の実施に関する基本」において、「家庭教育」が第10条として新たに規定されました。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

教育基本法の改正を受けて、平成20年に策定された国の「教育振興基本計画」では、「子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進」、「幼稚園等を活用した子育ての支援の推進」の施策が示されています。また、平成25年策定の「第2期教育振興基本計画」では、基本施策「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」の主な取組として、「コミュニティの協働による家庭教育支援の推進」、「子どもから大人までの生活習慣づくりの推進」の二つが示されています。

平成28年には、文部科学省家庭教育支援担当課長、厚生労働省児童福祉担当課長等の連名により、家庭教育支援や児童健全育成に係る取組について、教育分野と福祉分野の連携を強化し、取組を一層充実させるよう、学校、教育委員会家庭教育支援担当部局、児童福祉部局等に求めています。

家庭教育支援の推進に当たっては、子育てや教職の経験者をはじめとした地域の様々な人材からなる家庭教育支援チームの組織化等により、保護者への相談対応や地域とのつながりづくりの充実に努めること。問題の未然防止や早期対応のためには、学校等における児童生徒の状況の把握や、専門的人材、児童健全育成関係者等との連携が重要であり、学校等の教職員との情報共有や、家庭教育支援チームの構成員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域の人材の活用に努めること。あわせて、「地域学校協働本部」の活用や、放課後子ども総合プラン関係者、児童館等関係者、子育て支援団体・NPO等との一層の連携が図られるよう努めること。

(平成28年5月20日付「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について(依頼)」より抜粋)

現行の「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月策定)では、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」ための目標の一つに「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」を掲げ、「地域全体で家庭教育を支える」、「家庭や地域と学校との連携・協働を推進する」としています。

また、施策「家庭の教育力の向上」として、以下を示しています。



- ・ 関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・ 家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実に努めるとともに、必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。

(平成30年6月策定「第3期教育振興基本計画」より抜粋)

(2) 本県における家庭教育支援の取組

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤となる場です。しかしながら、本県の家庭教育をめぐる現状は、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少などにより、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

また、人間関係の希薄化により、いじめや虐待等の問題が生じた場合、相談する相手もなく、親が問題を抱え込んでしまうなど、ますます家庭教育を行うことが困難な状況となっていくことが考えられます。また、家庭教育支援に携わる人財の確保が難しいということも、本県の大きな課題となっています。

このような背景には、本県は全国の中でも早いスピードで人口減少や少子高齢化が進んでいることも大きな要因の1つとなっているものと考えられます。



本県の家庭教育に係る現状と課題

- 共働き世帯、ひとり親世帯の増加。
- 地域のつながりの希薄化のため、身近に相談相手を見つけることが難しい。
- 家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を選択することの困難さ。
- 子どもが学校生活に容易に適応できないといった困難を抱える家庭の増加。
- 家庭教育支援に携わる人財の確保が難しい。

家庭教育を行うことが困難な社会

これらの課題を踏まえ、本県では社会教育行政の方針と重点を、次のように定めています。

平成31年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしながらをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重点（抜粋）

- (1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成
Ⅰ 家庭教育支援の充実

社会教育行政の方針と重点では、県民が、「自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送る」こと及び「豊かで住みよい地域社会を形成する」ことを、社会教育行政の目指す状態として掲げています。また、その実現に向けては、学習活動を通じて社会が人を育み、人が社会をつくるという好循環を目指し、「学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める」こととしています。

未来を担う人財である子どもたちが心豊かでたくましく成長するよう、多様な体験活動等を通して育成するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、教職員、保護者、地域住民が連携・協働して社会全体で子どもたちを育むことが本県には必要です。

特に、「家庭教育支援の充実」については、家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、支援者の育成やその活用によるきめ細やかな家庭教育支援の取組を通して、社会全体で家庭教育を支える体制を充実させることとしています。

本県における家庭教育支援の充実に向けた具体的な取組のうち、主なものは以下のとおりです。

1 家庭教育学習テキスト「あおもり親楽プログラム」

「あおもり親楽プログラム」は、子どもの理解や親子の関わり方等、子育てに必要なスキルについて、参加者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い、主体的に学ぶ「参加型の学習プログラム」です。

これまで、対象別に「乳幼児・小学生編」、「中・高校生編」を作成しているほか、地域で家庭教育支援に携わる方向けの「支援者編」、乳幼児期の生活習慣に関する内容のプログラムを掲載した「特別編」2冊の、計5冊の冊子を発行しています。

あおもり親楽プログラム



乳幼児・小学生編

中・高校生編

支援者編

特別編
～乳幼児期(0-3歳)
の生活習慣～特別編2
～幼児期(4-6歳)
の生活習慣～

2 「あおもり家庭教育アドバイザー」の派遣

今日的課題に対応した家庭教育の学習を推進するための「あおもり親楽プログラム」を活用した講座や研修会での進行役となるあおもり家庭教育アドバイザーを、PTA等の要請に応じて派遣し、地域における家庭教育支援の活性化を図っています。



3 あおもり家庭教育応援フェスタ

地域が一体となって子どもたちを育てることについて学びを深める講演会、あおもり家庭教育アドバイザーによる「あおもり親楽プログラム」を活用した特別講座及び様々な家庭教育支援に関する情報提供を通して、家庭教育についての理解と認識を深め、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるイベントを開催しています。

4 青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会

社会全体で家庭教育を支援するため、家庭教育支援に関わる人々が一堂に会し、家庭教育の今日的な課題等について学習するとともに、市町村及び家庭教育支援者等のネットワークを広げる研修会を開催しています。

5 家庭教育応援隊養成講座

地域全体で家庭教育を支援する体制を整備することを目的として、各地域で子育てを応援する家庭教育支援者やリーダーを育成しています。

なお、本講座の受講生のうち一定の要件を満たした方をあおもり家庭教育アドバイザーとして、各種講座や研修会に派遣しています。

6 家庭教育支援動画制作普及事業

子育てに関わる人々の抱える不安や悩みの解消を目的とし、家庭教育の重要性を訴えるため、家庭教育支援動画及び家庭教育支援テレビ番組を制作し、専門家等によって学術的に裏付けされた子育て情報を普及させ、県内における家庭教育の充実を図る事業です。



「あおもり子育てネット」トップページ

家庭教育支援動画及び家庭教育支援テレビ番組は、青森県総合社会教育センターホームページ内の「あおり子育てネット」のサイトで視聴可能です。
(<http://kosodate-a.net/>)

《参考》

子どもたちの成長を支える「地域のチカラ結集」推進事業

地域のチカラで家庭を支える新たな連携・協働の促進（平成30年度～令和元年度）

市町村教育委員会等を事務局とし、学校と家庭教育支援団体等が連携・協働し、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、健康福祉機関等が参加する実行委員会を県内6市町村に組織しました。各実行委員会では、連絡会議を開催しながら、地域のチカラを結集して支援が必要な家庭を支える仕組みのモデル構築に取り組みました。

各実行委員会の活動については、「3 県内の家庭教育支援団体の具体的な取組 — 子どもたちの成長を支える「地域のチカラ結集」推進事業モデル地域における取組の実践から —」（p.16～）に詳細を掲載しています。

